

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第96条 法第115条第1項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産<u>(配偶者の出産を含む。)</u>、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第96条 法第115条第1項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。